

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十一号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第九十一条の二第六項各号」の下に「（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構に農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託をした者が、当該委託の解除をし、引き続き当該委託の解除に係る土地について同条第五項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該県営土地改良事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。